

会計情報

設例解説 有形固定資産の会計処理

1. はじめに

デロイト トーマツ チャイナ ニュースでは、中国企業会計準則(いわゆる「新準則」)の解釈、会計処理方法等に関して、中国子会社決算において留意すべき点を解説しています。今回は、「企業会計準則第 4 号 有形固定資産」(以下、「4号準則」と表記)について、その実務上の解釈指針である「応用指南」の記述を参考に、有形固定資産の会計処理、中でもお問い合わせの多い有形固定資産処分、売却予定有形固定資産について、少し掘り下げて解説いたします。

2. 有形固定資産処分の会計処理

中国企業会計準則では、有形固定資産処分、すなわち、有形固定資産の売却、廃棄、对外投资、非貨幣性資産の交換、債務再編等により有形固定資産に異動が生じた場合、有形固定資産の処分に伴う損益等を計算するための通過勘定科目として「1606 有形固定資産処分」(中国語では「1606 固定資産清理」という貸借対照表科目を使用します。「有形固定資産処分」は、あくまでも通過勘定ですので、通常、期末決算では残高がゼロとなります。具体的な設例を示すと次のようになります。

【設例】

生産経営期間中に取得原価 300 の有形固定資産(減価償却累計額 50、有形固定資産帳簿価額 250)を処分費用 40 をかけて処分し、現金による売却収入 300 を稼得している。

① 処分する有形固定資産帳簿価額等の有形固定資産処分勘定への振替					
(借方)	有形固定資産処分 (有形固定資産帳簿価額)	250	(貸方)	有形固定資産 (有形固定資産取得原価)	300
	減価償却累計額	50			
② 有形固定資産処分費用の有形固定資産処分勘定への計上					
(借方)	有形固定資産処分 (処分費用)	40	(貸方)	銀行預金	40
③ 有形固定資産売却収入の有形固定資産処分勘定への計上					
(借方)	銀行預金 (売却収入)	300	(貸方)	有形固定資産処分	300
④ 有形固定資産処分益の営業外収益への振替					
(借方)	有形固定資産処分	10	(貸方)	営業外収入	10

3. 売却予定有形固定資産の会計処理

日本基準と異なる会計処理として、売却予定有形固定資産の会計処理があります。すなわち、中国企業会計準則では、国際財務報告基準第 5 号(IFRS5)「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の考え方が導入され、既に中国の企業会計実務に反映されています。したがって、中国企業会計準則では、下記要件をすべて満たす有形固定資産は、売却予定有形固定資産として売却予定非流動資産として表示する必要があります。

【要件】

- ① 会社は、すでに有形固定資産の処分について意思決定している
- ② 会社は、すでに取引先と取消不能な譲渡協議書を締結している
- ③ 譲渡は1年内に実行される可能性が高い

上記要件を満たす有形固定資産は、その帳簿価額とその公正価値から処分費用を控除した金額との低い金額で測定することになります。また、売却予定有形固定資産に分類されると、それ以後の減価償却費は計上されません。

なお、当該売却予定有形固定資産にかかる取り扱いは、2014年に改訂された中国企業会計準則 第30号「財務諸表の表示」(以下、「改訂30号準則」と表記)にも反映されています。改訂30号準則においては、貸借対照表の科目として、「売却目的保有に区分された非流動資産及び売却目的保有に区分された処分グループに含まれる資産」「売却目的保有に区分された処分グループに含まれる負債」の2つが追加されており、貸借対照表上、非継続事業に該当する資産・負債は当該科目を用いて区分掲記する必要があります。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited